⑸　工事概算数量
（橋梁　大規模更新）
床版取替工　約2,300㎡
（切土・盛土　大規模修繕）
排水溝取替・シールコンクリート　１式
集水ます改良・跳水対策　１式
（トンネル　大規模修繕関連）
覆工コンクリート内面補強　約2,500㎡
はく落防止対策工　約6,000㎡
詳細設計　１式
⑹　工期　契約締結の翌日から990日間
⑺　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑻　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。
⑼　本工事は資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い、郵送による紙入札方式によることができる。
⑽　本工事は、入札時にあらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事である。
⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
⑿　本工事は、電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。(詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照)

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、八王子支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　土木工事、ＰＣ橋上部工工事又は鋼橋上部工工事において、開札時に「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり、(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事と1,150点以上のＰＣ橋上部工工事又は鋼橋上部工工事の両方を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）又は1,150点以上（ＰＣ橋上部工工事又は鋼橋上部工工事）であること。)。
②　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　土木工事又はＰＣ橋上部工工事又は鋼橋上部工工事において、開札時に「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり、(会社更生法(平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者と1,150点以上のＰＣ橋上部工工事又は鋼橋上部工工事のいずれかを有している者の２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。
⑷　平成13年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げるイ)、ロ)、ハ)の工事の施工実績を有すること。ただし同一工事で各施工実績を有する必要はない。
①　単体の場合
イ）ＰＣ橋上部工工事又は鋼橋上部工工事
ロ）土木工事
ハ）断面交通量が2.5万台／日以上の道路（自動車専用道路又はＮＥＸＣＯ（東・中・西）会社が管理する道路）において車線規制、中央分離帯規制又は交互交通規制を実施した工事
②　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合の代表者
イ）ＰＣ橋上部工工事又は鋼橋上部工工事
ハ）断面交通量が2.5万台／日以上の道路（自動車専用道路又はＮＥＸＣＯ（東・中・西）会社が管理する道路）において車線規制、中央分離帯規制又は交互交通規制を実施した工事
③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合の代表者以外
ロ）土木工事
ハ）断面交通量が2.5万台／日以上の道路（自動車専用道路又はＮＥＸＣＯ（東・中・西）会社が管理する道路）において車線規制、中央分離帯規制又は交互交通規制を実施した工事
⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任(監理)技術者を当該工事に配置できること。
①　主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これらの事項は契約締結後、特記仕様書に基づき技術者届により監督員が確認する。
②　配置予定技術者の工事経験　元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げるイ)、ロ)、ハ)の工事の経験を有すること。なお、これらの事項は契約締結後、特記仕様書に基づき技術者届により監督員が確認する。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。
イ）ＰＣ橋上部工工事又は鋼橋上部工工事
ロ）土木工事
ハ）断面交通量が１万台／日以上の道路（自動車専用道路又はＮＥＸＣＯ（東・中・西）会社が管理する道路）において車線規制、中央分離帯規制又は交互交通規制を実施した工事
⑹　次の掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を設計業務の履行にあたり配置できること。
①　管理技術者　管理技術者は、受注者に所属し下記に定める要件のいずれかを有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
イ）技術士［総合技術管理部門（建設－鋼構造及びコンクリート)］。
ロ）技術士［建設部門（建設－鋼構造及びコンクリート)］、平成12年以前の試験合格者。
ハ）技術士［建設部門（建設－鋼構造及びコンクリート)］、平成13年以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を７年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に４年以上従事している者。
ニ）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）
②　照査技術者　照査技術者は、受注者に所属し下記に定める要件のいずれかを有しなければならない。なお、照査技術者は管理技術者を兼ねることはできない。
イ）技術士［総合技術管理部門（建設－鋼構造及びコンクリート)］。
ロ）技術士［建設部門（建設－鋼構造及びコンクリート)］、平成12年以前の試験合格者。
ハ）技術士［建設部門（建設－鋼構造及びコンクリート)］、平成13年以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を７年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に４年以上従事している者。
ニ）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門)。
なお、管理技術者及び照査技術者において、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。)にあっては、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局　国際課)を受けていること。